

緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議（第 1 回）

気象庁における周知・広報の取り組みについて

気象庁

「気象庁 緊急地震速報一般提供に向けた周知・広報推進本部」
の設置について

1. 背景及び設置目的

緊急地震速報については、本年2月28日に開催された「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」において最終報告書がとりまとめられ、広く国民への情報提供開始までの約6ヶ月間における緊急地震速報の特徴・限界及び利用の「心得」について、重点的な広報活動が必要とされたところです。

また、3月20日に行われた中央防災会議において、会長である総理大臣より、利活用方策についての検討及び政府一体となった国民への普及・啓発への取り組みについて指示があったところです。

気象庁としましては、緊急地震速報の広く国民への提供に向けて、集中的、効果的に周知・広報活動を推進するため、気象庁次長を本部長とする「気象庁 緊急地震速報一般提供に向けた周知・広報推進本部」を設置します。

2. 検討内容

- ・周知・広報計画の策定・推進
- ・関係機関との連携方策
- ・周知・広報状況の把握 等

3. 推進本部構成員

別紙のとおり

4. 推進本部事務局

総務部総務課、総務部企画課、地震火山部管理課

5. 設置日

平成19年3月20日

問い合わせ先： 気象庁総務部企画課 土井 防災企画調整官 藤兼 調査官 電話 03-3212-8341（内線 2225、2248）
--

本部長 次長
副本部長 総務部長
〃 地震火山部長

本部員 総務部総務課長
総務部企画課長
総務部民間事業振興課長
総務部経理管理官
予報部業務課長
観測部計画課長
地震火山部管理課長
地球環境・海洋部地球環境業務課長

(本部長は、必要と認めるときは、本部構成員以外のものを参加させることができる)

これまでの気象庁における説明等の経緯 (19年2月末現在)

地方名	直接、説明を行った機関数	会議等を利用して説明を行った機関数
北海道	約45	約100
東北	約20	約20
関東	約80	約100
中部	約75	約70
近畿	約60	—
中国	約15	—
四国	約40	約15
九州	約55	約70
沖縄	約10	—
合計	約400	約375

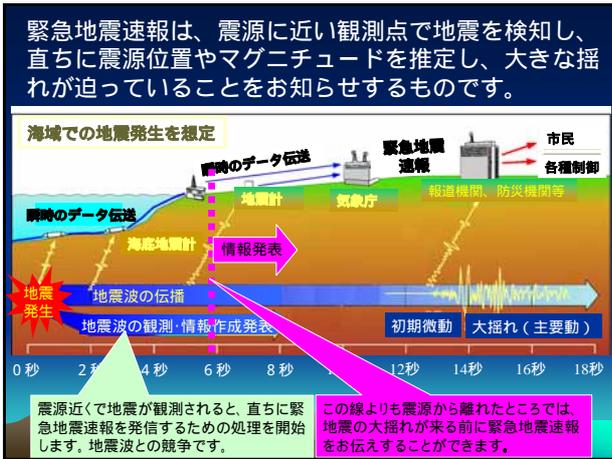
(説明を行った機関は、地方公共団体、商工会議所、集客施設を運営している機関等)

気象庁で説明を行った関係機関（平成19年2月末時点）

社団法人日本経済団体連合会
八重洲地下街株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
日本商工会議所
東日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
日本空港ビルディング株式会社
社団法人日本民営鉄道協会
社団法人全日本シティホテル連盟
社団法人日本バス協会
社団法人全日本トラック協会
社団法人国際観光日本レストラン協会
社団法人日本ホテル協会
日本チェーンストア協会
社団法人日本自動車連盟
関西国際空港株式会社
社団法人日本ショッピングセンター協会
全国興行生活衛生同業組合連合会
社団法人国際観光旅館連盟
全国銀行協会
社団法人全日本アミューズメント施設営業者協会連合会
社団法人全国スーパーマーケット協会
社団法人日本イベント産業振興協会
日本百貨店協会
独立行政法人日本スポーツ振興センター

計25機関

説明時に使用した資料例



緊急地震速報の提供に関する基本認識

緊急地震速報は、適切に活用されれば、地震等の災害軽減に有効な情報である。

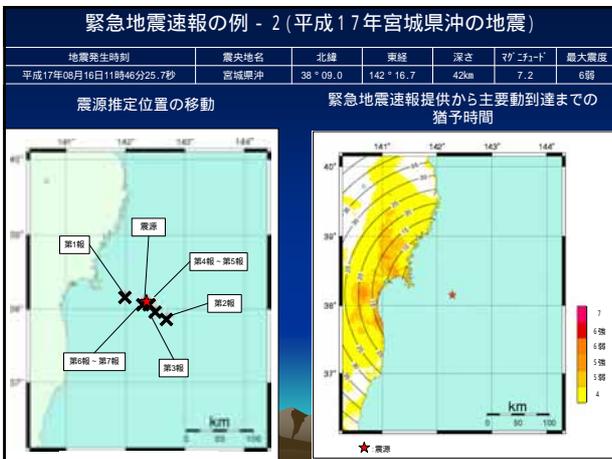
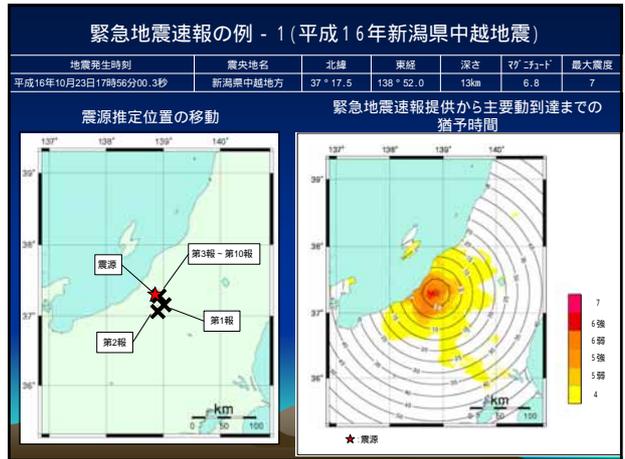
最終的には、広く国民に提供すべき情報である。

国民が利用できる環境をどう整えるか
現在は、緊急地震速報の技術的限界や利用方法の周知が不十分

緊急地震速報の技術的限界

緊急地震速報の提供が、主要動の到達に間に合わないことがある。

- 内陸で発生する震源の浅い地震の場合は、情報提供が、主要動の震源直上への到達に間に合わないことがほとんどである
- 震源、マグニチュード、震度等の推定の精度が十分でない場合がある。
 - 震度の推定誤差は、概ね震度階級で±1程度
- 誤報(落雷等の地震以外の現象を地震と誤認して発信される緊急地震速報)の可能性がある。
 - ただし、2点以上の観測データを活用した場合は、誤報はない



予測震度の誤差

2点以上の観測点データを用いた解析で最大震度が5弱以上と推定された直後の緊急地震速報で、震度4以上と推定された地域(159地域)において観測された震度との関係(16事例を対象)

06/09/01 奄美大島近海 M5.4

観測された震度	一般向け緊急地震速報					
	4	5弱	5強	6弱	6強	7
1以下	1	1				
2	8					
3	45	1				
4	59	11	1	1		
5弱	11	9	1			
5強	1	4	2	1		
6弱		1				
6強						
7				1		

観測された最大震度階級: 6弱
合計: 159地域
一致: 70地域 (44%)
相違: 89地域 (56%)

運用に向けたこれまでの取り組み

- 平成15年3月 「緊急地震速報の実用化に関する検討会」発足
- 平成16年2月 試験提供の開始(関東から九州東岸にかけての地域)
- 平成17年3月 試験提供の拡大(北海道・東北地方)
- 平成17年6月 Hi-netを利用した情報との統合情報提供開始
- 平成17年11月 「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」開催
- 平成18年3月 試験提供を全国に拡大
- 平成18年5月 「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」中間報告取りまとめ

1. 緊急地震速報の段階的な提供

広く国民への情報提供

活用にあたって混乱等が生じるおそれがあることから、活用にあたっての課題を解決してから提供を開始(試験運用は継続・拡大)

先行的な活用のための情報提供

緊急地震速報の活用にあたり、現段階においても混乱等を引き起こすことがないように、情報管理及び限定的な活用が可能な分野

8月1日から緊急地震速報の先行的な提供を開始(ただし、不特定多数者への二次的な提供は制限)



先行提供における利用の実態

- 施設、機器の制御
- ・列車の制御
- ・エレベーターの制御
- ・工場における危険物流出防止
- ・水門の制御
- 安全確保
- ・病院での患者の安全確保
- ・工事現場での安全確保
- ・オフィスでの安全確保
- 防災活動の早期立ち上がり
- 利用技術の開発・利用の検討

広く国民へ提供する緊急地震速報

ア 発表する条件

地震波が2点以上の地震計で観測され、最大震度が5弱以上と推定された場合
原則として1つの地震に対し、1回だけ発表
(先行提供では、1つの地震に対し、複数回発表)

イ 発表する内容

地震発生時刻、地震の震央、震度5弱以上が推定される地域及び震度4が推定される地域

「強い揺れのおそれがある地域」として発表し、具体的な推定震度は発表しない
猶予時間は発表しない

緊急地震速報 宮城沖で地震
強い揺れの地域 東北 関東 新潟

緊急地震速報をテレビで放送する際の例
テロップを用い、16~20字×2行で表現

利用の「心得」(案)

緊急地震速報を聞いて、倒壊する建物から外へ逃げ出すことは不可能



最善の行動は、「あわてずに、まず身の安全を図る」こと



家庭での具体的な行動

- ・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる
- ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない

今後のスケジュール

平成18年12月22日 検討会最終報告(案)の審議

平成19年1月15日～2月13日 意見募集

平成19年2月中 検討会最終報告とりまとめ
【広く国民への提供開始時期の決定】

最終報告とりまとめ後以降
広く国民への提供に向けた周知・広報活動

最終報告とりまとめから6ヶ月程度後
(平成19年8～9月頃) 広く国民への提供開始